

## 協議第8号

### 慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 市章、市民憲章、市の花・木・鳥等については、新市発足後、定めるものとする。
- 2 各種宣言については、新市発足後、定めるものとする。
- 3 表彰制度については、新市発足後、新たな制度を創設するものとする。

平成16年7月22日 提出

五所川原地域合併協議会会長 成 田 守

平成16年 月 日 確認

協議第 8 号

協定項目調整内容

協議事項	19 慣行の取扱いについて	関連項目
調整内容	<p>1 市章、市民憲章、市の花・木・鳥等については、新市発足後、定めるものとする。</p> <p>2 各種宣言については、新市発足後、定めるものとする。</p> <p>3 表彰制度については、新市発足後、新たな制度を創設するものとする。</p>	

現 況		調整の具体的内容
五所川原市	金木町 町章 (昭和30年3月)	市浦村 村章 (昭和40年告示第68号)
<p>市民憲章 (昭和59年告示第56号)</p> <p>【憲章全文】</p> <p>わたくしたちの先人は、不撓不屈の五所川原魂をもってあらゆる困難を克服し新田を切り開き、今日の活力に満ちた五所川原市を築き上げました。</p> <p>わたくしたちは、この伝統を継承し、広い視野に立って西北津軽の人々と協調し、郷土の限らない発展を願って、ここ</p>	<p>町民憲章 (昭和60年告示第34号)</p> <p>【趣旨】</p> <p>わたしたちは、ひばの香り高い津軽半島の中心地に、祖先が築きあげた歴史と伝統を受け継ぎ、一層の英知と努力を結集し、太宰のふるさと金木町をより住みよくするため、この憲章を定めます。</p>	<p>新市発足後、定める。</p>
<p>市民憲章 (昭和59年告示第56号)</p> <p>【憲章全文】</p> <p>わたくしたちの先人は、不撓不屈の五所川原魂をもってあらゆる困難を克服し新田を切り開き、今日の活力に満ちた五所川原市を築き上げました。</p> <p>わたくしたちは、この伝統を継承し、広い視野に立って西北津軽の人々と協調し、郷土の限らない発展を願って、ここ</p>	<p>村民憲章 (昭和60年11月1日)</p> <p>【趣旨】</p> <p>わたしたちの先人は、海と山と湖とに抱かれたこの地をこよなく愛し、津軽の歴史に輝かしい足跡を刻んできました。わたしたちは、この伝統を誇りを持って継承し、よりいっそう活力に満ちた創造の精神を発揮し、て郷土の限らない発展を願い、ここに村民憲章を定めます。</p>	<p>新市発足後、定める。</p>

現 況			調整の具体的内容
五所川原市	金木町	市浦村	
<p>に市民憲章を定めます。</p> <p>○心身ともに健康で、明るい家庭をつくりまします。</p> <p>○自然を大切にし、力を合わせて花と緑の美しいまちをつくりまします。</p> <p>○平和を愛し、きまわりを守り、住みよいまちをつくりまします。</p> <p>○文化を尊び、生涯学習をもとに心豊かな人をつくりまします。</p> <p>○未来に夢をもち、創意と実践により栄えゆく郷土をつくりまします。</p>	<p>【憲章の内容】</p> <p>1 ふるさとの自然を大切にし、美しい町をつくりまします。</p> <p>1 心とかからだを鍛え、さわやかな町をつくりまします。</p> <p>1 伝統ある文化を高め、明るい町をつくりまします。</p> <p>1 きまわりを守り助け合い、幸せな町をつくりまします。</p> <p>1 働くことに喜びと誇りをもち、うるおいのある町をつくりまします。</p>	<p>【憲章の内容】</p> <p>1 しごとに誇りをもちくらしの豊かな村をつくりまします。</p> <p>1 うつくしい自然を生かし住みよい環境の村をつくりまします。</p> <p>1 らんばうな言葉を慎み文化の香り高い村をつくりまします。</p> <p>1 むつまじい人間関係を築き明るく健やかな村をつくりまします。</p> <p>1 らくえんの郷土市浦村を力を合わせてつくりあげまします。</p>	<p>新市発足後、定める。</p>
<p>市の花、木、鳥等</p> <p>市の花 「ノハナシヨウブ」</p> <p>市の木 「ハルニレ」</p> <p>市の鳥 「カワラヒワ」 (昭和54年告示第88号)</p> <p>市の歌 五所川原市民歌 「世紀の花を咲かそうよ」 (昭和44年11月発表)</p> <p>名誉市民 五所川原市名誉市民条例 (平成7年条例第25号)</p>	<p>町の花、木、鳥等</p> <p>町の花 「さくら」</p> <p>町の木 「ひば」</p> <p>町の鳥 「ひばり」 (昭和60年告示第35号)</p> <p>町の歌 未制定</p> <p>名誉町民 金木町名誉町民条例 (昭和48年条例第2号)</p>	<p>村の花、木、鳥等</p> <p>村の花 「月見草」</p> <p>村の木 「ひば」</p> <p>村の鳥 「とんび」 (昭和60年11月1日)</p> <p>村の歌 未制定</p> <p>名誉村民 市浦村名誉村民条例 (平成8年条例第1号)</p>	<p>新市発足後、定める。</p> <p>新市発足後、新たな制度を創設する</p>

現 況			調整の具体的内容
五所川原市	金木町	市浦村	
<p>表彰・褒章</p> <p>五所川原市表彰規則 (平成元年規則第24号)</p> <p>五所川原市民の学術、文化活動に関する表彰規則 (平成8年規則第28号)</p> <p>五所川原市文化奨励賞に関する規則 (昭和53年教委規則第10号)</p> <p>五所川原市スポーツ賞に関する規則 (昭和47年教委規則第3号)</p> <p>五所川原市スポーツ榮譽表彰規則 (平成2年規則第16号)</p>	<p>表彰・褒章</p> <p>金木町褒賞規則 (昭和40年規則第60号)</p> <p>金木町スポーツ賞に関する規則 (平成14年教委規則第6号)</p> <p>金木町文化賞に関する規則 (平成11年教委規則第1号)</p>	<p>表彰・褒章</p> <p>市浦村表彰条例 (平成8年3月19日)</p> <p>市浦村スポーツ表彰に関する規則 (平成9年教委規則第3号)</p>	<p>新市発足後、新たな制度を創設する。</p>
<p>宣言</p> <p>平和都市宣言 (昭和61年9月29日)</p> <p>【宣言の名称】 核兵器廃絶平和都市宣言</p> <p>※市庁舎前に記念塔1基設置</p>	<p>宣言 未制定</p>	<p>宣言 未制定</p>	<p>新市発足後、定める。</p>

## 先 進 事 例

### ■佐渡市

- ・新市の市章は、次のとおりとする。（次のとおり略、合併前に市章を制定）
- ・市民憲章、市の花・木・鳥・魚の取扱いについては、合併後、新市において制度化を図る。

### ■老岐市

- ・新市において定める。

### ■京丹後市

- ・新市の市章は、合併までに調整のうえ、新市に移行する。
- ・市民憲章及び各種宣言並びに市の木、花、歌、キャラクター及びキャッチフレーズについては、新市に移行後、調整する。

### ■十和田市・十和田湖町合併協議会

- ・市章、市の木・花・鳥、木は、新市のシンボルとなるものであり、合併後、新たに定める。
- ・市民憲章は、新市の基本姿勢となるものであり、合併後、新たに定める。
- ・キャラクター、ロゴマーク等については、必要に応じて新市のキャラクター等を作成していく。

## 協議第9号

### 市町村立学校の通学区域の取扱いについて

市町村立学校の通学区域の取扱いについて、次のとおり提案する。

通学区域については、現行のとおりとする。ただし、新市において、児童生徒数の動向を踏まえ通学区域の検討を行う。

平成16年7月22日 提出

五所川原地域合併協議会会長 成 田 守

平成16年 月 日 確認

# 市町村立学校の通学区域について

## 1 通学区域

児童・生徒の就学すべき学校については、住所地の市町村教育委員会が就学すべき小学校又は中学校を指定する。(学校教育法施行令第5条)

就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないよう、通常、市町村があらかじめ「通学区域」を設定し、この通学区域に基づいて就学校の指定を行っている。

「通学区域」については、特に法令の定めはなく、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経験や住民感情等それぞれの地域の実情を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて定められている。

## 2 就学校の変更及び区域外就学

### (1) 就学校の変更(学校教育法施行令第8条)

通学区域に基づいた学校に通うことが、地理的理由等から必ずしも保護者の意向に合致しない場合もあることから、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認めるときには、市町村内の他の学校に変更することができる。

### (2) 区域外就学(学校教育法施行令第9条)

一定の手続を経て、関係市町村教育委員会間の協議が整えば、他の市町村の学校にも就学することができる。

協議第9号

協定項目調整内容

協議事項	25 各種事務事業の取扱いについて	関連項目	25-21 市町村立学校の通学区域
調整内容	通学区域については、現行のとおりとする。ただし、新市において、児童生徒数の動向を踏まえ通学区域の検討を行う。		
区分	現況	調整の具体的内容	
小学校	五所川原市	金木町	市浦村
	<p>学校数 14校 学級数 131学級 児童数 3,063名 (平成16年5月1日現在)</p> <p>五所川原小学校(18学級、522名) 若葉、字旭町、字幾世森、字幾島町、字柏原町、字上平井町、字中平井町、字下平井町、字新宮町、字敷島町、字末広町、字錦町、字雑田、字芭蕉、字蘇鉄、大字田川、大字小曲、大字新宮、大字長橋の一部</p> <p>南小学校(12学級、305名) 字東町、字岩木町、字不魚住、字大町、字川端町、字鎌谷町、字柴町、字新町、字田町、字寺町、字布屋町、字蓮沼、字元町、字柳町、字弥生町、字八重菊、字下り枝、字本町、字烏森の一部 大字吹畑の一部</p> <p>中央小学校(13学級、396名) 松島町、字一ツ谷、字烏森の一部、大字石岡の一部、大字漆川の一部、大字吹畑の一部</p> <p>栄小学校(22学級、668名) みどり町、大字姥瀬、大字湊、大字稲妻の一部、大字広田の一部</p>	<p>学校数 4校 学級数 33学級 児童数 552名 (平成16年5月1日現在)</p> <p>金木小学校(17学級、335名) 大字金木、大字晴田、大字神原、大字川倉の一部(通称大東ヶ丘)</p> <p>川倉小学校(4学級、36名) 大字川倉の一部、大字藤枝</p> <p>嘉瀬小学校(6学級、114名) 大字嘉瀬、大字中柏木</p> <p>喜良市小学校(6学級、67名) 大字喜良市</p>	<p>学校数 1校 学級数 7学級 児童数 119名 (平成16年5月1日現在)</p> <p>市浦小学校(7学級、119名) 市浦村の全区域</p>



区分	現況			調整の具体的内容
	五所川原市	金木町	市浦村	
	<p>三輪小学校 (12学級、369名)            大字稲実の一部、大字広田の一部、            大字七ツ館、大字浅井、大字梅田、            大字中泉</p> <p>沖飯詰小学校 (6学級、72名)            大字長橋の一部、大字沖飯詰、            大字桜田、大字川山、大字種井</p> <p>三好小学校 (7学級、88名)            大字鶴ヶ岡、大字高瀬、大字藻川</p> <p>長橋小学校 (6学級、123名)            大字豊成、大字神山、大字野里、            大字福山、大字戸沢、大字松野木</p> <p>松島小学校 (7学級、167名)            大字石岡の一部、大字漆川の一部、            大字吹畑の一部、大字一野坪の一部、            大字金山、大字唐笠柳、大字米田、            大字水野尾</p> <p>一野坪小学校 (6学級、90名)            大字漆川の一部、大字一野坪の一部、            大字太刀打</p> <p>飯詰小学校 (6学級、95名)            大字飯詰、大字下岩崎</p> <p>昆沙門小学校 (5学級、55名)            大字昆沙門、大字長富</p> <p>羽野木沢小学校 (6学級、63名)            大字羽野木沢、大字原子、大字俵元、            大字持子沢</p> <p>東小学校 (5学級、50名)            大字高野、大字前田野目</p>			

区分	現況			調整の具体的内容
	五所川原市	金木町	市浦村	
中学校	学校数 4校 学級数 52学級 生徒数 1,563名 (平成16年5月1日現在)  五所川原第一中学校(25学級、810人) 五所川原小学校、南小学校、 中央小学校、松島小学校、 三好小学校の通学区域  五所川原第二中学校(6学級、132人) 長橋小学校、羽野木沢小学校、 東小学校の通学区域  五所川原第三中学校(14学級、448人) 柴小学校、三輪小学校の通学区域  五所川原第四中学校(7学級、173人) 沖飯詰小学校、一野坪小学校、 飯詰小学校、毘沙門小学校 の通学区域	学校数 2校 学級数 15学級 生徒数 329名 (平成16年5月1日現在)  金木中学校(9学級、188名) 金木小学校、川倉小学校 の通学区域  金木南中学校(6学級、141名) 嘉瀬小学校、喜良市小学校 の通学区域	学校数 1校 学級数 4学級 生徒数 84名 (平成16年5月1日現在)  市浦中学校(4学級、84名) 市浦村の全区域	

## 先進事例

### ■篠山市

通学区域については、現行のとおりとする。

### ■西東京市

当面現行のままとするが、市境の地域については、弾力的運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに小・中学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。

### ■さぬき市

当面現行のとおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う。

### ■東かがわ市

通学区域の取扱いについては、新市において自由校区も含め見直し、調整する。

### ■五戸町

通学区域については、当面現行どおりとする。